

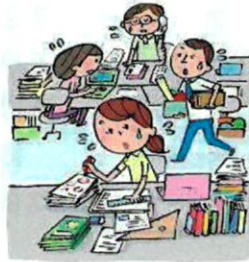
「1年単位の变形労働時間制」って何？

公立学校に「1年単位の变形労働時間制」(以下「变形」)を導入するための法案が、国会で可決されてしまいました。この制度の導入は、教職員の長時間過密労働の解消につながらないどころか、今よりもっと深刻な事態を引き起こすものです。



① 「1年単位の变形労働時間制」とは？

1年のうちで忙しい時期(繁忙期)と忙しくない時期(閑散期)がある仕事について、閑散期の所定労働時間を減らして、繁忙期の所定労働時間を増やす制度です。地方公務員には閑散期がないので、これまで適用されていませんでした。



② 「1年単位の变形労働時間制」を導入すると、労働時間は短くなるの？

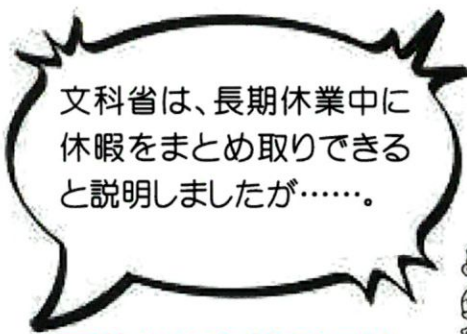
いいえ、短くなりません。

「变形」はあくまで所定労働時間の数字合わせですので、所定労働時間外の残業を減らす効果はありません。このことは文科省も国会答弁で認めています。

③ 「1年単位の变形労働時間制」を導入すると教員が夏休みを取りやすくなるの？

いいえ、現状ではそうなりません。

文科省の2006年度の勤務実態調査によれば、7月31日から8月27日までの夏休み期間でも、小中学校ともに教員は残業をしています。有給休暇取得率も低いままです。教員は、夏休み期間でも残業をしており、休みが取れない状況です。「变形」を導入しても、その状況が変わるわけではありません。



文科省は、長期休業中に休暇をまとめて取りできると説明しましたが……。



夏休みにも教員にはさまざまな仕事が

- 子どもや保護者との面談
- 補充教室
- プール指導
- 部活動…大会やコンクールも
- 進学や就職のための指導
- 指定された研修 ナドナド



「導入反対！」の声を

法案は可決されましたが、導入を決めるのはこれからです。各地の教育委員会が学校の意向を聞き、都教育委員会に意見を上げることになっています。

お住まいの市町村の教育委員会や都教育委員会が「变形」を導入しないように、署名にご協力ください。

ストップ!

1年単位の变形労働時間制



一人ひとりが大切にされる教育を

子どもと教育を守る三多摩の会(「三多摩の会」)

連絡先…小金井市東町 4-39-8 北多摩東教育会館 気付 FAX 042-384-7904